

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都世田谷区千歳台三丁目16番15号

氏名 株式会社 エコ・エイト
代表取締役 須永 八十八

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

石原慎太郎



許可の年月日 平成19年 8月 5日

許可の有効年月日 平成24年 5月12日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集運搬(保管・積替えを含む)
- (2) 産業廃棄物の種類
 - ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
 - ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
 - ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
 - ④ 感染性廃棄物
 - ⑤ 特定有害産業廃棄物
 - ア 廃石綿等
 - イ 金属等を含む廃棄物（裏面別表の通り）
- (3) 保管・積替えできる産業廃棄物の種類
廃酸（pH2.0以下のもの）

(以上1種類)

2 保管・積替施設

住所：東京都大田区京浜島二丁目18番10号
積替・保管面積：693.93m²
最大保管高さ：0.7m

産業廃棄物の種類	保管容量	
廃酸(pH2.0以下のもの)	30Lプラト TM 5本	:0.15m ³
廃酸(pH2.0以下のもの) (廃バッテリーに限る)	直置き(2段積み)	:1.5m ³
	保管量合計	:1.65m ³

3 許可の条件

- (1) 保管・積替を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 保管・積替は本部の承認を得た方法により行なうこと。

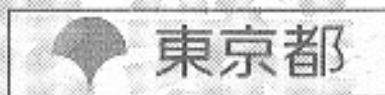
4 許可の更新・変更の状況

平成14年 8月 5日 新規許可
平成19年 8月 5日 更新許可 第1回

5 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無



別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・二・ジクロロエタン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・一・トリクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	ダイオキシン類	
燃え殻		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥		-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃油		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
廃酸		-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ		-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱さい		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

以下余白